



平成29年 5月22日

各 位

会社名 株式会社ぐるなび  
 代表者名 代表取締役社長 久保 征一郎  
 (コード番号：2440 東証第一部)  
 問合せ先 取締役 執行役員 山田 晃久  
 総合政策室長  
 (TEL：03-3500-9700)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は平成29年 5月22日開催の取締役会において、定款の一部変更の議案を、平成29年 6月21日開催予定の第28回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の目的

##### (1) 目的の追加

当社の事業の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）に事業の目的事項を追加するとともに、号文の新設に伴う号数の繰り下げを行うものです。

##### (2) 責任限定契約の締結対象者の拡大

業務執行取締役等でない取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、また、有用な人材の招聘を継続的に行うことができるようにするため、業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役とも責任限定契約を締結できるよう、現行定款第27条第2項及び第36条第2項の一部を変更するものです。

なお、現行定款第27条第2項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

#### 2. 変更の内容

変更内容は次のとおりです。（変更箇所は下線で示しています。）

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
(目的)	(目的)
第2条 (条文省略)	第2条 (現行どおり)
①～⑦ (条文省略)	①～⑦ (現行どおり)
⑧ 企業の商品に関する販売促進、販売代理店業務および情報・サービスに関する提供促進に関する受託業務	⑧ 企業の商品・サービスに関する販売促進、販売代理店業務および情報・サービスに関する提供促進に関する受託業務
⑨～⑱ (条文省略)	⑨～⑱ (現行どおり)
(新 設)	<u>⑳ コンピュータおよびその周辺機器等ならびにソフトウェアに関する販売および仲介業務</u>
(新 設)	<u>㉑ インターネット等を利用した決済処理に関する代行業務</u>
<u>㉒～㉔</u> (条文省略)	<u>㉒～㉔</u> (現行どおり)

現行定款	変更案
<p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の責任免除) 第27条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第5章 監査役および監査役会 (監査役の責任免除) 第36条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の責任免除) 第27条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役である者を除く。)</u>との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第5章 監査役および監査役会 (監査役の責任免除) 第36条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

### 3. 日程

- |                         |            |
|-------------------------|------------|
| (1) 定款一部変更のための株主総会開催予定日 | 平成29年6月21日 |
| (2) 定款一部変更の効力発生予定日      | 平成29年6月21日 |

以上